



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（防災危機管理課） 5
- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（総務私学課） 6
- 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 6
- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政管理課） 8
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 8
- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（財政課） 22
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 32
- 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 47
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 47
- 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（科学技術振興課） 48
- 沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（市町村課） 50

公布された条例のあらまし

- 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）
 - 1 消防法に基づく製造所、貯蔵所及び一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務、貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する事務並びに特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する事務に係る手数料の額を改めることとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）
 - 1 基金に属する現金を国庫に返納する場合に、基金の一部を処分することができることとした。（附則第4項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）
 - 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
 - (1) 勤務1時間当たりの給与額の計算方法を改める。（第2条関係）
 - (2) 55歳を超える職員については、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする。（第7条関係）
 - (3) 大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当の支給根拠を定める。（第32条関係）
 - 2 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。＜第2条＞

給与の減額を行う場合における勤務1時間当たりの給与額の計算方法を改める。(第3条関係)

- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1(3)については、公布の日から施行することとした。〈附則第1項〉
- 4 人事委員会規則への委任について定めることとした。〈附則第2項〉

○ 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 病院事業局の職員の定数「2,654人」を「2,734人」に改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 旅券法の一部が改正されたことに伴い、条例で市町村に移譲している一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務を削除することとした。(第2条関係)
- 2 浄化槽法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について、市町村が処理することとした。(第2条関係)
- 3 沖縄海岸国定公園の区域の一部が削除され新たに慶良間諸島国立公園として指定されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1及び3については、公布の日から施行することとした。(附則)
- 5 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。(附則)

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第11号)

- 1 沖縄県行政財産使用料条例の一部を次のように改正することとした。〈第1条〉
行政財産の使用料の額を改める。(第2条関係)
- 2 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉
沖縄県男女共同参画センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 3 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第3条関係〉
沖縄県総合福祉センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 4 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第4条〉
沖縄県県民の森の施設の利用に係る料金の基準額を改める。(別表第1関係)
- 5 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第5条〉
沖縄県平和創造の森公園の施設の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 6 沖縄県漁港管理条例の一部を次のように改正することとした。〈第6条〉
 - (1) 県の管理する漁港施設の使用料の額を改める。(別表第1関係)
 - (2) 土砂採取料の額を改める。(別表第2関係)
- 7 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第7条〉
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの施設及び機械器具の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 8 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第8条〉
沖縄バイオ産業振興センターの施設の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 9 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第9条〉
沖縄国際物流拠点産業集積地域内の施設の使用料の額を改める。(別表関係)
- 10 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第10条〉
職業能力開発校の使用料の額を改める。(別表関係)
- 11 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。〈第11条〉

- 沖縄コンベンションセンターの施設の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 12 万国津梁館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第12条>
万国津梁館の施設及びその附属設備の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 13 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第13条>
奥武山総合運動場の体育施設の施設及びその附属設備の利用に係る料金の基準額を改める。(別表第2関係)
- 14 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第14条>
道路の占用料の額を改める。(第2条関係)
- 15 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を次のように改正することとした。<第15条>
県民広場地下駐車場の利用に係る料金の基準額を改める。(別表第1及び別表第2関係)
- 16 沖縄県河川流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第16条>
土石採取料その他の河川産出物採取料の額を改める。(別表第3関係)
- 17 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第17条>
生産物採取料の額を改める。(別表第2関係)
- 18 沖縄県海岸占用料等徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第18条>
土石採取料の額を改める。(別表第2関係)
- 19 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第19条>
(1) 着陸料及び停留料の額を改める。(別表第1関係)
(2) 空港内の建物の使用料の額を改める。(別表第2関係)
- 20 沖縄県都市公園条例の一部を次のように改正することとした。<第20条>
(1) 公園施設の設置等の許可に係る使用料の額を改める。(別表第1関係)
(2) 行為及び有料公園施設等の利用に係る料金の基準額を改める。(別表第5及び別表第6関係)
- 21 沖縄県水道料金徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第21条>
水道料金の額を改める。(第3条関係)
- 22 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を次のように改正することとした。<第22条>
工業用水道料金の額を改める。(第3条関係)
- 23 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第23条>
沖縄県立青少年の家の利用に係る料金の基準額を改める。(別表関係)
- 24 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第24条>
(1) 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の基準額を改める。(第11条、別表第1及び別表第2関係)
(2) 沖縄県立博物館・美術館の施設の利用に係る料金の基準額を改める。(別表第3関係)
- 25 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。<附則>

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 工業技術センターに設置するマシニングセンターほか6機器に係る使用料について額の適正化を図り、中型凍結乾燥機ほか1機器について使用料の徴収根拠を定めるとともに、全窒素分析装置ほか8機器に係る使用料を廃止することとした。(別表第1関係)
- 2 工芸振興センターに設置する染色機ほか3機器に係る使用料について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、当該使用料の額を改めることとした。(別表第1関係)
- 3 工業技術センター手数料について、額の適正化を図るとともに、核磁気共鳴装置(1次元及び2次元)による分析に係る手数料を廃止することとした。(別表第2関係)
- 4 工芸振興センターにおける家具耐久性試験に係る手数料について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、当該手数料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 5 建設材料試験手数料について、額の適正化を図るとともに、透水試験(定水位)ほか4件の手数料を廃止することとした。(別表第2関係)
- 6 農業研究センター及び畜産研究センターにおける定量分析に係る手数料について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、当該手数料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 7 衛生環境研究所手数料について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い当該手数料の額を定めるとともに、沈降反応検査ほか23件の手数料を廃止することとした。(別表第2関係)
- 8 旅券法の一部が改正されたことに伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止することとした。(別表第3関係)

- 9 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 10 薬事法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 11 地域限定通訳案内士試験手数料について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、当該手数料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 12 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 13 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、10については、この条例の公布の日又は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則第1項)
- 14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
知事の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。(別表第3関係)
- 2 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
教育委員会の所管する特例民法法人が行う特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料を廃止する。(別表関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。<附則>

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(第44条の2及び第44条の3関係)
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のように条例の規定を整理することとした。(附則第15条の2関係)
 - (1) 引用している法律の題名「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。
 - (2) 引用している法律の条項及び字句について、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、2(2)については公布の日から、1については平成28年1月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 分筆登記が完了したことに伴い、沖縄ライフサイエンス研究センターの位置を改めることとした。(第2条関係)
- 2 沖縄ライフサイエンス研究センターの会議室、附属設備、機械器具等の利用に係る料金の基準額を定めるとともに所要の改正を行うほか、研究室及び駐車場の利用に係る料金の基準額を改めることとした。(第8条から第13条まで、第16条から第19条まで及び別表関係)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 沖縄県固定資産評価審議会の委員の定数に関する事項を定めるほか、所要の改正を行うこととした。(第1条及び第2条関係)
- 2 委員の再任に関する事項を定めることとした。(第3条関係)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則)

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第6号

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料
条例の一部を改正する条例

沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表2の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表3の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表14の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表21の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等

手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第7号

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例（平成21年沖縄県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附則に次の1項を加える。

4 基金は、第6条の規定にかかわらず、その属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第8号

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

第7条第4項中「職員を」を「職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項前段」を「前項前段」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第32条第1項中「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法」を「、新型インフルエンザ等対策特別措置法」に改め、「第44条」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項」を加える。

附則第12項中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

(沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の修学部分休業に関する条例(平成17年沖縄県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「乗じたもの」を「乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県職員の給与に

関する条例第32条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第9号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,654人」を「2,734人」に、「8,121人」を「8,201人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第10号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(13)までを(7)から(12)までとし、同項中「、与那原町」を削り、同表4の項を次のように改める。

- | | |
|--|------|
| <p>4 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置又は変更の届出の受理及び特定行政庁（法第2条第12号に規定する特定行政庁をいう。）への送付に関する事務(2) 法第5条第2項の規定による浄化槽の設置又は変更の計画に係る勧告に関する事務(3) 法第5条第4項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知に関する事務(4) 法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による水質検査の実施の報告の受理に関する事務(5) 法第7条の2第1項の規定による水質検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言に関する事務(6) 法第7条の2第2項の規定による水質検査を受けるべき旨の勧告に関する事務(7) 法第7条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令に関する事務(8) 法第10条の2第1項の規定による浄化槽の使用開始の報告書の受理に関する事務(9) 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理に関する事務(10) 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告書の受理に関する事務(11) 法第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理に関する事務(12) 法第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な助言、指導及び勧告に関 | 伊是名村 |
|--|------|

<p>する事務</p> <p>(13) 法第12条第2項の規定による浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置の命令及び浄化槽の使用の停止の命令に関する事務</p> <p>(14) 法第12条の2第1項の規定による水質検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言に関する事務</p> <p>(15) 法第12条の2第2項の規定による水質検査を受けるべき旨の勧告に関する事務</p> <p>(16) 法第12条の2第3項の規定による勧告に係る措置の命令に関する事務</p> <p>(17) 法第53条第1項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>(18) 法第53条第2項の規定による立入検査及び質問に関する事務</p>	
---	--

第2条の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、同表7の項中「渡嘉敷村 座間味村 八重瀬町」を「八重瀬町」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「本部町 渡嘉敷村 座間味村」を「本部町」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項中「恩納村 渡嘉敷村 座間味村」を「恩納村」に改め、同項を同表8の項とし、同表中10の項から15の項までを削り、16の項を9の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>10 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第35条第4項の規定による児童福祉施設（国、県及び市町村以外の者が設置する保育所及び児童厚生施</p>	<p>宮古島市</p>
---	-------------

- 設に係るものに限る。以下この項において同じ。) の設置の認可に関する事務
- (2) 法第35条第7項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認に関する事務
- (3) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の設置者及び長からの報告の徴収又は質問若しくは施設への立入検査に関する事務
- (4) 法第46条第3項の規定による児童福祉施設の設置者に対する改善の勧告及び命令に関する事務
- (5) 法第46条第4項の規定による児童福祉審議会の意見聴取及び児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事務
- (6) 法第58条の規定による児童福祉施設の認可の取消しに関する事務
- (7) 法第59条第1項の規定による認可外保育施設（法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）の設置者若しくは管理者からの報告の徴収又は施設への立入調査若しくは質問に関する事務
- (8) 法第59条第3項の規定による認可外保育施設の設置者に対する設備又は運営の改善その他の勧告に関する事務
- (9) 法第59条第4項の規定による認可外保育施設の設置者が勧告に従わなかった旨の公表に関する事務
- (10) 法第59条第5項の規定による児童福祉審議会の意見聴取及び認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する事務

<ul style="list-style-type: none"> (11) 法第59条第6項の規定による緊急を要する場合の認可外保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する事務 (12) 法第59条の2第1項の規定による認可外保育施設の届出の受理に関する事務 (13) 法第59条の2第2項の規定による認可外保育施設の変更、廃止又は休止の届出の受理に関する事務 (14) 法第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設の運営状況の報告の受理に関する事務 (15) 政令第38条の規定による児童福祉施設への実地検査に関する事務 (16) 施行規則第37条第2項の規定による児童福祉施設の設置の認可に係る申請の受理に関する事務 (17) 施行規則第37条第5項の規定による児童福祉施設に係る変更届の受理に関する事務 (18) 施行規則第37条第6項の規定による児童福祉施設に係る変更届の受理に関する事務 	
<p>11 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第4条第1項の規定による指示に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある販売業者に係るものに限る。） (2) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第4条第3項の規定による公表に関する事 	<p>伊江村 久米島町 八重瀬町 竹富町</p>

<p>務（主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(3) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第10条第1項の規定による申出の受理に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(4) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第10条第2項の規定による調査に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(5) 政令第4条第1項の規定により知事が行うこととされている法第19条第2項の規定による報告の徴収に関する事務（主たる事務所及び店舗が一の町村内のみにある販売業者に係るものに限る。）</p> <p>(6) 政令第4条第2項の規定により知事が行うこととされている法第19条第2項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>(7) 政令第4条第6項の規定による(1)、(5)及び(6)に掲げる事務に係る報告に関する事務</p>	
<p>12 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととされている法第40条第1項の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととさ</p>	<p>伊江村 久米島町 八重瀬町 竹富町</p>

れている法第41条第1項の規定による立入検査に関する事務

(3) 政令第14条第1項の規定により知事が行うこととされている法第42条第1項の規定による提出命令に関する事務

(4) 政令第14条第2項の規定による(1)から(3)までに掲げる事務に係る報告に関する事務

第2条の表17の項中「。以下この項において「法」という。）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「) 第6条第3項の規定による医師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務」に改め、同項(1)から(9)までを削り、同項を同表13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 政令第3条の規定による医師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(2) 政令第5条第1項の規定による医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(3) 政令第6条第1項の規定による医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(4) 政令第8条第1項の規定による医師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(5) 政令第9条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(6) 政令第9条第5項の規定により返納される免許証の

那覇市 伊平屋村

受理及び知事への送付に関する事務 (7) 政令第10条第1項の規定により返納される免許証の 受理及び知事への送付に関する事務 (8) 政令第10条第2項の規定により返納される免許証の 受理及び知事への送付に関する事務	
--	--

第2条の表18の項中「。以下この項において「法」という。）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「第6条第3項の規定による歯科医師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務」に改め、同項(1)から(9)までを削り、同項を同表15の項とし、同項の次に次のように加える。

16 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 政令第3条の規定による歯科医師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務 (2) 政令第5条第1項の規定による歯科医籍の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務 (3) 政令第6条第1項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請の受理及び知事への送付に関する事務 (4) 政令第8条第1項の規定による歯科医師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務 (5) 政令第9条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務 (6) 政令第9条第5項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務 (7) 政令第10条第1項の規定により返納される免許証の	那覇市 伊平屋村
---	----------

受理及び知事への送付に関する事務	
(8) 政令第10条第2項の規定により返納される免許証の 受理及び知事への送付に関する事務	

第2条の表中19の項を17の項とし、20の項から24の項までを2項ずつ繰り上げ、同表25の項中「南大東村」を「南大東村 伊平屋村」に改め、同項を同表23の項とし、同表26の項中「南大東村」を「南大東村 伊平屋村」に改め、同項を同表24の項とし、同表27の項中(14)を(20)とし、(13)を(19)とし、(12)を(18)とし、同項(11)中「実施」の次に「及び許可証の交付」を加え、同項中(11)を(17)とし、(2)から(10)までを(8)から(16)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第7条第1項の規定による病院の開設の許可（当該病院の移転、同項の許可を受けた者の死亡による当該病院の承継等に基づく既存の病床数の増加を伴わない許可（以下この項において「移転等に係る病院の開設の許可」という。）に限る。）に関する事務

(3) 法第7条第1項の規定による病院の開設の許可（移転等に係る病院の開設の許可を除く。）に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務

(4) 法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可（法第30条の11の規定による勧告に係る病院の病床の種別の変更の許可及び既存の病床数の増加を伴う病院の病床数の変更の許可（以下この項において「勧告に係る病院の病床の種別等の変更の許可」という。）を除く。）に関する事務

(5) 法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可（勧告に係る病院の病床の種別等の変更の許可に限る。）に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務

(6) 法第7条第3項の規定による診療所の病床数等の変更の許可（既存の病床数の増加を伴うものを除く。）に関する事務

(7) 法第7条第3項の規定による診療所の病床の設置及び病床数等の変更の許可（既存の病床数の増加を伴うものに限る。）に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務

第2条の表中27の項を25の項とし、28の項を26の項とし、29の項を27の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>28 クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施行規則第3条の規定によるクリーニング師試験の受験願書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 施行規則第4条の規定によるクリーニング師免許証（以下この項において「免許証」という。）の交付に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 施行規則第6条第1項の規定による免許証の再交付に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 施行規則第6条第2項の規定により提出される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 施行規則第8条の規定による免許証の訂正に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 施行規則第9条の規定による取消処分における免許証の返納に係る受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 施行規則第10条第1項の規定による登録の抹消に係る申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 施行規則第10条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>那覇市</p>
<p>29 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の町村の区域にわたる墓地、納骨堂又は火葬場に係るものを除く。）</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若</p>	<p>各町村（今帰仁村及び嘉手納町を除く。）</p>

しくは火葬場の廃止の許可に関する事務

(3) 法第18条第1項の規定による火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収に関する事務

(4) 法第19条の規定による墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条に規定する許可の取消しに関する事務

第2条の表中51の項を55の項とし、44の項から50の項までを4項ずつ繰り下げ、同表43の項中「南風原町」を「本部町 南風原町」に改め、同項を同表47の項とし、同表中42の項を46の項とし、41の項を45の項とし、40の項を44の項とし、同表39の項中「南城市」を「南城市 伊江村」に改め、同項を同表43の項とし、同表中38の項を42の項とし、31の項から37の項までを4項ずつ繰り下げ、30の項を34の項とし、同項の前に次のように加える。

30 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第5条の2第1項の規定による調理の業務に従事する調理師の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項の届出の受理及び知事への送付に関する事務

(2) 政令第1条の規定による調理師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(3) 政令第11条第1項の規定による調理師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務

(4) 政令第12条第1項の規定による調理師名簿の登録の

那覇市

<p>消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第13条第1項の規定による調理師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第14条第1項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第14条第4項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第15条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 政令第15条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの</p>	
<p>31 製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。）及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第1条の規定による製菓衛生師の免許の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第3条第1項の規定による製菓衛生師名簿の訂正の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 政令第4条第1項の規定による製菓衛生師名簿の登録の消除の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 政令第5条第1項の規定による製菓衛生師免許証（以下この項において「免許証」という。）の書換交付の申請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第6条第1項の規定による免許証の再交付の申</p>	<p>那覇市</p>

<p>請の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第6条第4項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 政令第7条第1項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 政令第7条第2項の規定により返納される免許証の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、製菓衛生師法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの</p>	
<p>32 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第32条の規定による専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合するものであることの確認に関する事務</p> <p>(2) 法第33条第1項の規定による法第32条の確認の申請の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第33条第5項の規定による専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した旨の通知及び適合しない又は適合するかしないかを判断することができない旨の通知に関する事務</p> <p>(5) 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水の開始前の届出の受理に関する事務</p> <p>(6) 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務の委託及び委託に係る契約が効力</p>	<p>伊江村 与那原町 粟 国村 渡名喜村 北大 東村 伊平屋村 伊是 名村 久米島町 多良 間村 竹富町 与那国 町</p>

<p>を失ったときの届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第36条第1項の規定による専用水道施設の改善の指示に関する事務</p> <p>(8) 法第36条第2項の規定による水道技術管理者の変更の勧告に関する事務</p> <p>(9) 法第37条の規定による専用水道による給水の停止の命令に関する事務</p> <p>(10) 法第39条第2項の規定による専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務</p>	
<p>33 水道法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第36条第3項の規定による簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨の指示に関する事務</p> <p>(2) 法第37条の規定による簡易専用水道による給水の停止の命令に関する事務</p> <p>(3) 法第39条第3項の規定による簡易専用水道の管理者からの報告の徴収又は立入検査に関する事務</p>	<p>伊江村 与那原町 栗国村 渡名喜村 北大東村 伊是名村 久米島町 多良間村 竹富町 与那国町</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の表1の項の改正規定（同項中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(13)までを(7)から(12)までとする部分に限る。）、同表7の項の改正規定（「渡嘉敷村 座間味村 八重瀬町」を「八重瀬町」に改める部分に限る。）、同表8の項の改正規定（「本部町 渡嘉敷村 座間味村」を「本部町」に改める部分に限る。）及び同表9の項の改正規定（「恩納村 渡嘉敷村 座間味村」を「恩納村」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表1の項左欄に掲げる事務、同表4の項左欄に掲げる事務、同表14の項左欄に掲げる事務、同表16の項左欄に掲げる事務、同表23の項から25の項まで左欄に掲げる事務、同表29の項左欄に掲げる事務、同表32の項左欄に掲げる事務、同表43の項左欄に掲げる事務及び同表47の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表4の項右欄に掲げる市町村の長、同表14の項右欄に掲げる市町村の長、同表16の項右欄に掲げる市町村の長、同表23の項から25の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表29の項右欄に掲げる市町村の長、同表32の項右欄に掲げる市町村の長、同表43の項右欄に掲げる市町村の長又は同表47の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表1の項右欄に掲げる市町村の長、同表4の項右欄に掲げる市町村の長、同表14の項右欄に掲げる市町村の長、同表16の項右欄に掲げる市町村の長、同表23の項から25の項まで右欄に掲げる市町村の長、同表29の項右欄に掲げる市町村の長、同表32の項右欄に掲げる市町村の長、同表43の項右欄に掲げる市町村の長又は同表47の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第11号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 沖縄県行政財産使用料条例（昭和47年沖縄県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「よつて」を「よって」に、 $\frac{105}{100}$ を $\frac{108}{100}$ に改める。

(沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,140円」を「2,200円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「4,270円」を「4,390円」に、「350円」を「360円」に、「390円」を「400円」に、「520円」を「530円」に、「690円」を「700円」に、「780円」を「800円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「440円」を「450円」に、「490円」を「500円」に、「650円」を「660円」に、「860円」を「880円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「1,910円」を「1,960円」に、「1,280円」を「1,310円」に改める。

(沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円」を「6,480円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「25,200円」を「25,920円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「1,360円」を「1,400円」に、「2,830円」を「2,910円」に、「5,670円」を「5,830円」に、「7,030円」を「7,230円」に、「2,410円」を「2,480円」に、「4,930円」を「5,070円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「9,870円」を「10,150円」に、「12,280円」を「12,630円」に改める。

0円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

(沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例(昭和62年沖縄県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「750円」を「770円」に、「370円」を「380円」に、「450円」を「460円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「560円」を「570円」に、「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に改め、同表備考第4号中「600円」を「610円」に改める。

(沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例(平成10年沖縄県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に改める。

(沖縄県漁港管理条例の一部改正)

第6条 沖縄県漁港管理条例(昭和50年沖縄県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「105円」を「108円」に、「210円」を「216円」に、「420円」を「432円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「5,250円」を「5,400円」に改める。

別表第2第1項中「107円」を「110円」に、「123円」を「126円」に、「145円」を「149円」に、「57円」を「58円」に、「70円」を「71円」に、「95円」を「97円」に改める。

(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例(平成15年沖縄県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「590円」を「600円」に、「440円」を「450円」に、「660円」を「670円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「800円」を「820円」に、「7,730円」を「7,950円」に改める。

(沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例(平成25年沖縄県条例

第36号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,300円」を「2,360円」に、「800円」を「820円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

(沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例(昭和62年沖縄県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「18,000円」を「18,500円」に、「200円」を「210円」に改める。

(沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和47年沖縄県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「840円」を「860円」に改める。

(沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「62,000円」を「63,770円」に、「86,000円」を「88,450円」に、「28,500円」を「29,310円」に、「35,000円」を「36,000円」に、「8,000円」を「8,220円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「19,500円」を「20,050円」に、「9,500円」を「9,770円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「26,500円」を「27,250円」に、「32,500円」を「33,420円」に、「2,500円」を「2,570円」に改める。

(万国津梁館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 万国津梁館の設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中「45,000円」を「46,280円」に、「68,000円」を「69,940円」に、「40,000円」を「41,140円」に、「60,000円」を「61,710円」に、「18,000円」を「18,510円」に、「27,000円」を「27,770円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「50,000円」を「51,420円」に改める。

(沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中「2,620円」を「2,690円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「780円」を「800円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「1,570円」を「1,610円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同項第3号の表中「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「520円」を「530円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「630円」を「640円」に、「2,520円」を「2,590円」に改め、別表第2第2項の表中「1,200円」を「1,230円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「2,410円」を「2,470円」に、「4,820円」を「4,950円」に、「720円」を「740円」に改め、別表第2第3項第1号の表中「680円」を「690円」に、「1,360円」を「1,390円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「380円」を「390円」に改め、同項第2号の表中「380円」を「390円」に改め、同項第3号の表中「630円」を「640円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「520円」を「530円」に改め、別表第2第4項第1号の表中「900円」を「920円」に、「1,920円」を「1,970円」に改め、同項第3号の表中「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「520円」を「530円」に改め、別表第2第5項第1号アの表中「14,470円」を「14,880円」に、「28,950円」を「29,770円」に、「3,970円」を「4,080円」に、「17,660円」を「18,160円」に、「35,320円」を「36,320円」に、「4,850円」を「4,980円」に、「24,020円」を「24,700円」に、「48,040円」を「49,410円」に、「6,600円」を「6,780円」に、「99,450円」を「102,290円」に、「198,910円」を「204,590円」に、「27,340円」を「28,120円」に改め、同号イの表中「3,930円」を「4,040円」に、「7,870円」を「8,090円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「3,420円」を「3,510円」に、「6,840円」を「7,030円」に、「940円」を「960円」に、「1,570円」を「1,610円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「530円」を「540円」に、「590円」を「600円」に、「1,190円」を「1,220円」に、「4,990円」を「5,130円」に、「9,990円」を「10,270円」に、「1,370円」を「1,400円」に、「5,200円」を「5,340円」に、「10,410円」を「10,700円」に、「1,420円」を「1,460円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「680円」を「690円」に、「790円」を「810円」に、「1,580円」を「1,620円」に、「6,130円」を「6,300円」に、「12,26

0円」を「12,610円」に、「3,370円」を「3,460円」に、「25,500円」を「26,220円」に、「51,000円」を「52,450円」に、「7,000円」を「7,200円」に改め、同項第3号アの表中「11,890円」を「12,220円」に、「23,790円」を「24,460円」に、「3,260円」を「3,350円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「2,370円」を「2,430円」に、「580円」を「590円」に、「10,840円」を「11,140円」に、「21,690円」を「22,300円」に、「2,980円」を「3,060円」に、「630円」を「640円」に改め、同号イの表中「1,180円」を「1,210円」に、「2,370円」を「2,430円」に、「580円」を「590円」に、「560円」を「570円」に、「1,130円」を「1,160円」に、「630円」を「640円」に改め、同項第4号の表中「520円」を「530円」に改め、同項第5号アの表中「11,670円」を「12,000円」に改め、同号イの表中「1,680円」を「1,720円」に、「530円」を「540円」に改め、別表第2第6項第1号の表中「2,360円」を「2,420円」に、「4,730円」を「4,860円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「6,300円」を「6,480円」に改め、別表第2第7項第1号の表中「1,200円」を「1,230円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「2,410円」を「2,470円」に、「4,820円」を「4,950円」に、「720円」を「740円」に改め、同項第3号の表中「520円」を「530円」に改め、別表第2第8項第1号の表中「8,350円」を「8,580円」に、「16,700円」を「17,170円」に改め、同項第2号の表中「440円」を「450円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「22,000円」を「22,500円」に改める。

(沖縄県道路占用料徴収条例の一部改正)

第14条 沖縄県道路占用料徴収条例(昭和47年沖縄県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(沖縄県自動車駐車場管理条例の一部改正)

第15条 沖縄県自動車駐車場管理条例(平成10年沖縄県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「350円」を「360円」に、「1,050円」を「1,080円」に改める。

別表第2中「7,000円」を「7,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「14,000円」を「14,400円」に改める。

(沖縄県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第16条 沖縄県河川流水占用料等徴収条例（平成12年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「107」を「110」に、「123」を「126」に、「145」を「149」に、「57」を「58」に、「70」を「71」に、「95」を「97」に改める。

（沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例の一部改正）

第17条 沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例（平成12年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「107」を「110」に、「123」を「126」に、「145」を「149」に、「57」を「58」に、「70」を「71」に、「95」を「97」に改める。

（沖縄県海岸占用料等徴収条例の一部改正）

第18条 沖縄県海岸占用料等徴収条例（平成12年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「107」を「110」に、「123」を「126」に、「145」を「149」に、「57」を「58」に、「70」を「71」に、「95」を「97」に改める。

（沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第2中「206円」を「216円」に改める。

（沖縄県都市公園条例の一部改正）

第20条 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,080円」を「5,220円」に、「1,100円」を「1,130円」に改める。

別表第5中「420円」を「430円」に、「9,470円」を「9,740円」に改める。

別表第6第1項第1号中

10,190円	10,190円	20,380円	3,060円
5,090円	5,090円	10,190円	1,530円

を

10,480円	10,480円	20,960円	3,140円
---------	---------	---------	--------

5,230円	5,230円	10,460円	1,570円
--------	--------	---------	--------

に、「20,380円」を「20,960円」

に、「40,760円」を「41,920円」に、「6,120円」を「6,290円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「3,280円」を「3,360円」に、「480円」を「490円」に、「820円」を「840円」に、「780円」を「800円」に、「1,560円」を「1,600円」に、「600円」を「610円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「1,250円」を「1,280円」に改め、同項

第2号中

3,260円	3,260円	6,520円	980円
1,630円	1,630円	3,260円	490円

を

3,350円	3,350円	6,700円	1,000円
1,670円	1,670円	3,340円	500円

に、「6,520円」を「6,700円」

に、「13,040円」を「13,400円」に、「1,960円」を「2,010円」に改め、同項第3号中

2,340円	2,340円	4,680円	680円
1,170円	1,170円	2,340円	340円

を

2,400円	2,400円	4,800円	690円
1,200円	1,200円	2,400円	340円

に、

4,680円	4,680円	9,360円	1,380円
--------	--------	--------	--------

を

4,810円	4,810円	9,620円	1,410円
--------	--------	--------	--------

に、「1,860円」を「1,910円」

に、「930円」を「950円」に改め、同項第4号中「460円」を「470円」に、「540円」

を「550円」に、「390円」を「400円」に改め、同項第5号中

6,040円	6,040円	12,080円	1,800円
3,020円	3,020円	6,040円	900円

を

6,210円	6,210円	12,420円	1,850円
3,100円	3,100円	6,200円	920円

に、

12,080円	12,080円	24,160円	を	12,420円	12,420円	24,840円
---------	---------	---------	---	---------	---------	---------

に、「3,600円」を「3,700円」に、

1,580円	1,580円	3,160円	460円
--------	--------	--------	------

を

1,620円	1,620円	3,240円	470円
--------	--------	--------	------

に、「790円」を「810円」に、

「1,580円」を「1,620円」に、	3,160円	3,160円	6,320円	920円	を
---------------------	--------	--------	--------	------	---

3,250円	3,250円	6,500円	940円	に、「1,640円」を「1,680円」
--------	--------	--------	------	---------------------

に、「3,280円」を「3,360円」に、「480円」を「490円」に、「820円」を「840円」に、「600円」を「610円」に改め、同項第6号中「7,240円」を「7,440円」に、「14,480円」を「14,880円」に、「2,160円」を「2,220円」に、「3,620円」を「3,720円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「1,810円」を「1,860円」に、「540円」を「550円」に、「480円」を「490円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「840円」を「860円」に、「8,400円」を「8,600円」に改め、同項第7号中「3,000円」を「3,080円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「750円」を「770円」に、「380円」を「390円」

に、「25,360円」を「26,080円」に、「2,160円」を「2,220円」に、「1,080円」を「1,110円」に、「540円」を「550円」に改め、同項第8号中「2,640円」を「2,710円」に、「1,320円」を「1,350円」に改め、同項第9号中「940円」を「960円」に、「9,400円」を「9,600円」に改め、同項第10号中

1,730円	1,730円	3,460円	500円
860円	860円	1,730円	250円

を

1,770円	1,770円	3,540円	510円
880円	880円	1,760円	250円

に、「440円」を「450円」に改

める。

(沖縄県水道料金徴収条例の一部改正)

第21条 沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部改正)

第22条 沖縄県工業用水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「250円」を「260円」に、「350円」を「360円」に、「700円」を「720円」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「3,000円」を「3,090円」に改める。

別表第1中「400円」を「410円」に、「320円」を「330円」に、「250円」を「260円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に、「160円」を「170円」に改める。

別表第2中「1,200円」を「1,230円」に、「750円」を「770円」に、「450円」を「460円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,600円」を「2,670円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,150円」を「1,180円」に、「900円」を「930円」に、「600円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「1,000円」を「1,030円」に改める。

別表第3中「29,100円」を「29,930円」に、「87,300円」を「89,790円」に、「38,100円」を「39,190円」に、「114,300円」を「117,570円」に、「9,000円」を「9,260円」に、「27,000円」を「27,770円」に、「15,900円」を「16,350円」に、「47,700円」を「49,060円」に、「8,100円」を「8,330円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「8,200円」を「8,430円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「22,500円」を「23,140円」に、「32,800円」を「33,740円」に、「98,400円」を「101,210円」に、「40,700円」を「41,860円」に、「122,100円」を「125,590円」に、「9,100円」を「9,360円」に、「27,300円」を「28,080円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「10,200円」を「10,490円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第21条の規定による改正後の沖縄県水道料金徴収条例第3条の規定及び第22条の規定による改正後の沖縄県工業用水道料金徴収条例第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用又は工業用水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第12号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	全 窒 素 分 析 装 置	同	750円	」	を
	分 光 光 度 計	同	650円		
「	分 光 光 度 計	同	650円	」	に、
「	ア ミ ノ 酸 分 析 装 置	同	1,500円	」	を
	ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ	同	1,080円		
「	ガ ス ク ロ マ ト グ ラ フ	同	1,080円	」	に、
「2,350円」を「2,610円」に、					
「	食 物 繊 維 抽 出 分 析 装 置	同	460円	」	を
	遺 伝 子 増 幅 装 置	同	320円		
	マ イ ク ロ プ レ ー ト リ ー ダ ー	同	360円		
「	マ イ ク ロ プ レ ー ト リ ー ダ ー	同	360円	」	に、
「	カ ー ル フ ィ ッ シ ャ ー 水 分 計	同	470円	」	を
	脂 肪 抽 出 装 置 一 式	同	670円		
「	脂 肪 抽 出 装 置 一 式	同	670円	」	に、
「	旋 光 計	同	1,160円	」	を
	オ ー ト ク レ ー ブ	同	220円		

「	オートクレーブ	同	220円	」	に、			
「	N M R 測定装置	同	4,540円	」	を			
「	自動ポンベ熱量計	同	640円	」				
「	自動ポンベ熱量計	同	640円	」	に、			
「	プラズマ溶射装置	同	5,520円	」	を			
「	旋盤	同	790円	」				
「	旋盤	同	790円	」	に、			
「	イアトロスキヤン	同	650円	」	を			
「	熱風循環乾燥機	同	170円	」				
「	熱風循環乾燥機	同	170円	」	に、			
「	700円	を	「	760円	に、「270円」を「290円」に、	「	290円	を
「	2,480円	」	「	2,670円	」	「	2,050円	」
「	300円						320円	」
「	2,100円	に、						」
「	350円	」						」
「	高速細穴放電加工機	同	330円	」	を			
「	高速細穴放電加工機	同	330円	」	に、			
「	中型凍結乾燥機	同	180円	」				
「	小型遠心分離器	同	200円	」				
「	620円	を	「	630円	に、	「	670円	を
「	850円	」	「	880円	」	「	450円	」
「						「	680円	に、
「						「	450円	」

水	洗	場	同	330円	
インク	ジェット	プリンター	1枚につき	9,240円	
ア	日本工業規格A列0番		同	4,620円	
イ	日本工業規格A列1番		同	2,310円	
ウ	日本工業規格A列2番		同	13,860円	
エ	日本工業規格B列0番		同	6,930円	
オ	日本工業規格B列1番		同	3,470円	
カ	日本工業規格B列2番		同	1,740円	
キ	日本工業規格B列3番		同	300円	
微	粒子	粉碎機	同	80円	
分	光	測色計	同	30円	
卷	取	機	同		

を

水	洗	場	同	330円	
インク	日本工業規格A列0番	1枚につき	9,490円		
ジェッ	日本工業規格A列1番	同	4,740円		
トプリ	日本工業規格A列2番	同	2,370円		
ンター	日本工業規格B列0番	同	14,250円		
	日本工業規格B列1番	同	7,120円		
	日本工業規格B列2番	同	3,560円		
	日本工業規格B列3番	同	1,780円		
微	粒子	粉碎機	1時間につき	300円	1時間未
分	光	測色計	同	80円	満の場合
卷	取	機	同	30円	は、1時
					間として
					計算す
					る。

に改

める。

別表第2工業技術センター手数料の項を次のように改める。

工業技術センター手数料	定性分析	発光分光装置による分析	1試料につき	4,960円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的
		蛍光X線装置による分析	同	4,940円	
		X線マイクロアナラ	同	8,190円	

	イザーによる分析			な前処理を行う
	赤外分光光度計による分析	同	4,970円	場合は2,560円、
	ガスクロマトグラフ	同	3,070円	複雑な前処理を
	質量分析計による分析			行う場合は3,410
	質量分析計による分析	同	9,520円	円を加算する。
定量分析	発光分光装置による分析	1成分につき	2,330円	前処理を要する
	X線マイクロアナライザーによる分析	同	9,460円	ものについては、簡易な前処理を行う場合は
	高周波プラズマ発光分析装置による分析	同	3,660円	1,760円、一般的な前処理を行う
	誘導結合プラズマ質量分析計による分析	同	3,020円	場合は2,560円、複雑な前処理を
	原子吸光光度計による分析	同	3,650円	行う場合は3,410円を加算する。
	イオンクロマトグラフによる分析	同	3,260円	
	容量法による分析	同	3,820円	
	重量法による分析	同	3,820円	
	容量法及び重量法の組合せによる分析	同	6,140円	
	水の有機炭素濃度測定	1試料につき	2,930円	
	比色法による分析	1成分につき	3,340円	
	ガスクロマトグラフによる分析	同	5,060円	
	ガスクロマトグラフ	同	5,350円	
	質量分析計による分析			
	液体クロマトグラフによる分析	同	5,490円	
	水分測定	1試料につき	2,930円	
	灰分測定	同	2,900円	
	塩分測定	同	2,890円	
	総酸測定	同	2,890円	

	たんぱく質測定	同	3,190円	
	還元糖測定	同	3,170円	
	全糖測定	同	3,170円	
	脂質測定	同	4,490円	
	食物繊維測定	同	7,940円	
	自動ボンベ熱量計による熱量測定	同	3,530円	
	強熱減量測定	同	2,590円	
	pH測定	同	1,280円	
	炭水化物算出	1 試料につき	1,050円	炭水化物の算出には、水分、灰分、たんぱく質及び脂質の測定結果が必要である。
熱分析	耐火度試験 (SK20以下)	1 試料につき	1,860円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	耐火度試験 (SK26以上)	同	3,770円	
	熱膨張試験	同	1,650円	
	熱天秤試験	同	1,640円	
	示差熱分析	同	2,020円	
材料試験	金属材料の引張試験	1 試料につき	1,530円	引張強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。
	金属材料の圧縮試験	1 試料につき	1,560円	圧縮強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。

				算する。
	金属材料の曲げ試験	1 試料につき	1,540円	
	金属材料の衝撃試験	同	1,330円	
	ビッカース硬さ試験	同	1,130円	
	ロックウェル硬さ試験	同	1,070円	
	ブリネル硬さ試験	同	1,160円	
	ショア硬さ試験	同	1,070円	
	無機材料の圧縮試験	同	950円	
	無機材料の曲げ試験	同	730円	
	滑り試験	同	1,480円	
	光沢度測定	同	1,880円	
	色差測定	同	1,880円	
	オートグラフによる強度試験	1 試料につき	1,420円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに640円を加算する。
	万能材料試験機による強度試験	1 試料につき	1,520円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに810円を加算する。
	吸水率測定	1 試料につき	670円	
	比重測定	同	670円	
精密測定	形状測定	1 件につき	1,870円	
	表面粗さ測定	同	1,630円	
顕微鏡試験	電子顕微鏡試験	1 枚につき	4,770円	
	光学顕微鏡試験	同	2,170円	
	金属顕微鏡試験	同	3,170円	
表面処理試験	塩水噴霧試験	1 試料につき	1,660円	100時間を経過すごとに1,450円

					を加算する。
		腐食促進試験	1 試料につき	1,590円	100時間を経過するごとに1,560円を加算する。
		めっき付着量試験 (膜厚計による厚さ測定)	1 試料につき	1,830円	
		めっき付着量試験 (日本工業規格試験)	同	2,790円	
食品試験		浮標によるアルコール度数測定	1 試料につき	2,020円	
		酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定	同	780円	
		屈折計による糖度測定	同	2,020円	
		一般生菌数測定	同	3,380円	
		大腸菌群測定	同	3,380円	
物理化学試験		X線回折試験	1 試料につき	4,790円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,560円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
		粒度分布測定	同	2,320円	
		デザイン調整	1 件につき	2,430円	1 時間を経過するごとに1,920円を加算する。
		成績書の複本	1 通につき	420円	

別表第2 工芸振興センター手数料の項中「14,640円」を「14,650円」に改め、同表建設材料試験手数料の項を次のように改める。

建設材料試験手数料	アスファルト試験	比重試験	1件につき	4,000円
		粘度試験	同	3,270円
		針入度試験	同	2,540円
		伸度試験	同	2,380円
		軟化点試験	同	4,070円
	骨材試験	塩分試験	1件につき	2,930円
		安定性試験	同	8,490円
		有機不純物試験	同	3,310円
		浮遊（比重1.95液）試験	同	4,730円
		細骨材ふるい分け試験	同	4,700円
		粗骨材ふるい分け試験	同	3,900円
		骨材の微粒分量試験	同	4,630円
		細骨材の密度及び吸水率試験	同	6,830円
		粗骨材の密度及び吸水率試験	同	5,860円
		単位容積質量試験	同	3,500円
すりへり試験		同	5,860円	
粘土塊量試験		同	3,580円	
粗骨材中の軟石量試験		同	5,010円	
粗骨材の形状試験	同	4,710円		
金属試験	継手の引張試験（直径25ミリメートル未満）	1件につき	1,920円	
	継手の引張試験（直径25ミリメートル以上）	同	2,520円	
	引張試験（直径25ミリメートル未満）	同	2,450円	
	引張試験（直径25ミ	同	3,170円	

		リメートル以上) 曲げ試験	同	2,120円		
区画線試験		ガラスビーズ含有量試験	1件につき	3,870円		
		形状寸法試験	同	720円		
		ビーズ散布量試験	同	5,240円		
アスファルト合材試験		マーシャル安定度試験	1件につき	6,440円	3個で1件とする。	
		分離抽出試験	1個につき	11,470円		
		密度試験	同	2,040円		
コンクリート及び同製品試験		中性化試験	1件につき	1,970円	3個片面で1件とする。 3個で1件とする。	
		全塩分試験	同	7,960円		
		可溶性塩分試験	同	3,980円		
		キャッピング	同	1,870円		
		コンクリート圧縮強度試験	同	3,480円		
		コンクリートコア及び石材圧縮強度試験	同	3,810円		同
		空洞ブロック圧縮強度試験	同	4,640円		同
		曲げ強度試験	同	3,810円		同
		コンクリートコア切断	1切断につき	1,210円		
		pH試験	1件につき	3,150円		
土の物理的性質試験		土粒子の密度試験	1件につき	5,570円	路盤材料にも適用する。 同 密度試験、液性限界試験、塑性限界試験、ふるい分け試験及び沈降分析を含む。 路盤材料にも適用する。	
		含水比試験	同	3,600円		
		粒度試験	同	14,420円		
		液性限界試験	同	5,660円		

	塑性限界試験	同	4,140円	同	
土の力学的性質試験	締固め試験	1件につき	12,630円	密度試験を含む。 締固め試験を含む。 3個で1試料とし、アスファルト舗装要綱に規定された方法による。	
	修正CBR試験	同	51,690円		
	設計CBR試験（自然含水比）	同	29,310円		
土の化学的性質試験	塩分試験	1件につき	4,050円		
	pH試験	同	2,590円		
路盤材料試験	粒度試験	1件につき	5,880円	密度試験を含む。 締固め試験を含む。	
	すりへり試験	同	5,860円		
	締固め試験	同	15,550円		
	修正CBR試験	同	58,920円		
コンクリート用水試験	色度試験	1件につき	2,060円		
	濁度試験	同	2,060円		
	pH試験	同	1,920円		
	塩素イオン試験	同	3,080円		
	蒸発残留物試験	同	3,230円		
	過マンガン酸カリウム消費量試験	同	3,950円		
	凝結時間差試験	同	15,810円		
	モルタル強度比較試験	同	28,390円		
	懸濁物質試験	同	2,960円		
	溶解性蒸発残留物試験	同	4,840円		
	証明書		1通につき		360円

別表第2 農業研究センター手数料の項中「2,170円」を「2,180円」に改め、同表畜産研

究センター手数料の項中「2,350円」を「2,410円」に改め、同表衛生環境研究所手数料の項を次のように改める。

衛生環境研究所手数料	微生物検査	細菌凝集反応検査		1件につき	540円			
		微生物検査	顕微鏡検査		1件につき	310円		
			細菌培養検査(一般)		同	1,430円		
			細菌培養検査(特殊)		同	3,100円		
			ウイルス分離試験		同	14,570円		
			薬剤耐性検査(ディスク法)		同	1,080円		
			薬剤耐性検査(希釈法)		同	1,600円		
	食品検査	一般食品検査		1件につき	1,520円			
		一般細菌数検査						
		大腸菌群検査(定性)				同	1,820円	
		大腸菌群検査(定量)				同	2,820円	
		乳酸菌製品検査				同	2,540円	
		乳酸菌検査(定量)						
一般細菌数検査		同	1,320円					
大腸菌群検査(定性)		同	1,720円					
乳及び乳製品検査		同	3,290円					
環境衛生検査	空中落下細菌検査		1件につき	1,170円				
	飲食器具及び容器包装検査		同	1,330円				

	医動物検査	殺虫剤効力試験 生物同定試験 寄生虫検査	1項目につき 同 同	7,520円 2,700円 200円		
食品、食品添加物、食品の器具及び容器包装の試験等	規格検査	乳、加工乳等の検査	1件につき	4,110円		
		乳製品等の検査	同	4,060円		
		清涼飲料水の検査	同	7,640円		
		食品添加物の検査				
		普通なもの	同	4,320円		
		複雑なもの	同	9,290円		
		器具及び容器包装の検査				
普通なもの	同	3,640円				
複雑なもの	同	8,460円				
	理化学試験等	定性試験 簡易なもの 複雑なもの 定量試験 簡易なもの 普通なもの 複雑なもの 特殊なもの	1項目につき 同 同 同 同 同 同	1,300円 3,900円 1,500円 3,320円 6,090円 24,270円		
医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品等の理化学試験	定性試験	簡易なもの 複雑なもの	1項目につき 同	1,200円 3,420円		
	定量試験	簡易なもの 普通なもの 複雑なもの 特殊なもの	1項目につき 同 同 同	2,000円 4,210円 10,120円 22,020円		
家庭用品の有害物質	簡易なもの		1項目につき	2,200円		
	普通なもの		同	4,900円		
	複雑なもの		同	9,320円		

の試験					
水質の試験 (生物、細菌等の試験は除く。)	水道法（昭和32年法律第177号）第4条の水質基準による飲料水理化学検査	1件につき	177,360円		
	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第3号イ本文の検査	1件につき	5,020円		
	温泉の試験 中分析試験 小分析試験	1件につき 同	74,660円 21,980円		
空気試験	室内環境の試験 定量試験 簡易なもの 普通なもの 複雑なもの 特殊なもの	1項目につき 同 同 同	1,000円 2,320円 4,730円 18,480円		
	煙道ガス測定	1煙道の1検体につき	10,060円		
	ガス成分の測定	1項目につき	4,060円		
	重金属の測定	同	5,060円		
	浮遊粉じんの測定	1検体につき	1,830円		
	陰イオン及び有機物の測定	1項目につき	3,780円		
	重金属の測定	同	5,400円		
	ガス成分の試験 簡易なもの 複雑なもの	1項目につき 同	1,230円 6,170円		
悪臭物質の試験	1項目につき	12,430円			
騒音の測定	音圧レベル及び騒音レベルの測定	1測定1回につき	1,050円		

		上記以外のものの測定	同	1,520円	
生体試料の試験	複雑なもの		1項目につき	7,200円	
	特殊なもの		同	22,730円	
放射能の測定	グロスベーター検査	普通なもの	1件につき	15,060円	
		特殊なもの	同	30,060円	
証明書			1通につき	310円	

別表第3一般旅券記載事項訂正手数料の項を削り、同表狩猟免許更新申請手数料の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表薬局開設許可更新申請手数料の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表医薬品の販売先等変更許可申請手数料の項を削り、同表登録販売者試験手数料の項中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同表販売従事登録申請手数料の項、販売従事登録証書換え交付手数料の項及び販売従事登録証再交付手数料の項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同表地域限定通訳案内士試験手数料の項中「8,100円」を「8,300円」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第3薬局開設許可更新申請手数料の項、登録販売者試験手数料の項、販売従事登録申請手数料の項、販売従事登録証書換え交付手数料の項及び販売従事登録証再交付手数料の項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第13号

沖縄県使用料及び手数料条例及び沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

(沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 特定保険業の認可申請手数料の項を削る。

(沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表特定保険業の認可申請手数料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第14号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

目次中「第146条」を「第146条の2」に改める。

第44条の2第2項中「第9条の9の8第2項」を「第9条の9の4第2項」に改める。

第44条の3第2項中「第9条の9の9第2項」を「第9条の9の5第2項」に改める。

附則第15条の2第2項第1号ア(ウ)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に、「こと」を「こと。」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び附則第15条の2第2項第1号ア(ウ)の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）は公布の日から、第44条の2第2項の改正規定及び第44条の3第2項の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第15号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「字州崎5番1」を「字州崎5番8」に改める。

第8条第1項中「施設（以下「施設」を「施設、附属設備又は機械器具（以下「施設等」に改め、同条第3項並びに第4項第3号及び第4号中「施設」を「施設等」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「施設」を「研究室及び駐車場」に改める。

第10条から第12条まで、第13条第1項及び第6項、第16条、第17条第1項、第18条第1項並びに第19条中「施設」を「施設等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

1 施設利用料金

種別	単位	基準額
研究室	1平方メートル1月につき	2,360円
駐車場	1台1月につき	3,080円
会議室	1室1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1室1時間につき	820円
シャワー室	1回につき	100円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
附属設備	1式1時間につき	2,100円以内で知事が定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具	1式1時間につき	2,020円以内で知事が定める額
大型プリンター	1枚につき	2,620円以内で知事が定める額

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときには、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、

利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。

2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第16号

沖縄県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

沖縄県固定資産評価審議会条例（昭和47年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第4項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第4条とする。

第2条に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審議会は、委員11人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---